

【社会】

女児殺害審理差し戻し 広島高裁で再び量刑判断

2009年10月17日 朝刊

広島市で二〇〇五年、下校途中の女児を殺害したとして殺人罪などに問われ、一審で無期懲役判決を受けたペルー人ホセ・マヌエル・トレス・ヤギ被告(37)の上告審判決で、最高裁第二小法廷(古田佑紀裁判長)は十六日、二審広島高裁判決を破棄し、同高裁に審理を差し戻した。

二審は、一審が犯行当日の行動をめぐる被告の捜査段階の供述調書を証拠採用しなかった点について「審理が不十分だ」として広島地裁に差し戻したが、判決は「一審の訴訟手続きに問題はなかった」と判断した。差し戻し控訴審であらためて量刑判断が行われる。

最高裁判決は、証拠と争点を絞り込む公判前整理手続きが〇四年に導入されたことを踏まえ、「裁判の充実、迅速化を図るため、証拠を厳選し、合理的な期間内に充実した審理を終えることが強く求められている」と強調。

二審が「犯行場所が特定できる可能性があった以上、調書を採用すべきだった」と指摘した点について、「選択肢としてはあり得るが、調書以外の証拠を調べ、被告人質問で一定の心証を得ていた一審が調書を調べる必要はないと判断した手続きに、違法があったとはいえない」と述べた。

判決は四裁判官全員一致の意見。

最高検の池上政幸公判部長の話 判決内容を十分検討した上、差し戻し審での主張立証に万全を期したい。

長引く裁判に父親は「不満」

あいいりちゃんの遺影を抱えて傍聴した父親の木下建一さん(42)は判決後、司法記者クラブで会見し「一番知りたいのは事件の真実。事件そのものではなく、司法手続きの問題で裁判が長引いているのは不満だ」と複雑な表情で語った。

無罪主張を続けるヤギ被告に対しては「心を入れ替え真実を話す気持ちになってほしい」と訴えた。「初めて遺体を見たときにあいに誓った『お父さんが必ず敵をとってやる』という思いは、決して忘れてはならないと思っている。差し戻し審では極刑判断を出してほしい」と話した。

過渡期裁判、遺族に負担

< 解説 >

広島女児殺害事件で一審広島地裁の審理を「違法ではない」とした最高裁判決は、裁判員制度導入で「調書裁判」から「口頭裁判」への転換点を迎え、揺れる刑事裁判の現状を浮き彫りにした。

従来の裁判は捜査段階の供述調書を重視して、事件の詳細の解明を目指す。裁判員制度下では法廷でのやり取りを重視する。上告審は、刑事裁判の在り方として、このどちらを選択するのか、答えを出すことができるか、が



上告審判決後、木下あいいりちゃんの遺影を傍らに記者会見する父建一さん = 16日午後、東京・霞が関の司法記者クラブで

注目された。

二審広島高裁が一審判決の問題点として「被告の調書を調べれば犯行場所の特定ができた」とした指摘は、従来の考え方に沿った判断だった。

最高裁判決は「検察側が調書の立証趣旨で犯行場所の認定を求めている以上、証拠採用する義務はない」として、一審の手続きを適法と結論づけた。一方で、二審の指摘を「選択肢としてはあり得た」と述べることで、調書裁判を過去のものとはしなかった。

一審は、裁判員制度導入前のモデルケースとしてスピード判決を出した。過渡期であったために、その後の公判は、事件の本質とは別の手続き上の問題で長期化してしまった。「早く事件の真相が知りたい」という遺族の訴えを司法関係者は重く受け止めるべきだ。（加藤文）

< 広島女児殺害事件 > 2004年4月に入国したヤギ被告は05年11月22日、広島市安芸区の自宅アパート周辺で、小学1年生木下あいりちゃん = 当時(7つ) = にわいせつな行為をし、首を絞めて殺害。遺体を近くの空き地に放置したとして、殺人、強制わいせつ致死、死体遺棄、入管難民法違反の四つの罪で起訴された。検察側は死刑を求刑している。

Copyright © The Chunichi Shimbun, All Rights Reserved.